

岩沼市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩沼市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成12年条例第13号）
の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表岩沼市デイサービスセンターたけくまの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。